

事務連絡
令和2年5月25日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第5項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言という」。）が解除されるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、同法第37条において準用する同法第25条の規定に基づき、市町村対策本部を遅滞なく廃止することとされていますので、市町村に対してその旨周知をお願いいたします。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられません。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・深町・小松崎・宮内・渡邊・小田切

直通 03（6257）3086

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日、緊急事態が終了した旨を宣言した。